

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (窪集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本集落は、水稻を中心にそば、野菜等さまざまな作物を栽培している地域である。集落内の認定農業者数は、1経営体のみとなっており、集落外の認定農業者が4経営体おり、集落内で耕作している。今後はこの認定農業者を中心に農地を集積・集約化していくことが予想される。  
 ・農地の集積は進んでいるが、水路から離れているところや水路の終わりの方は何年も前から水が足りていない状況である。継続的に農地を守っていくためにも、ポンプや水路の整備が必要であり、水の管理が重要となってくる。  
 ・集落内の高齢化も進んでおり、今後、人足作業をできる人がいなくなる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落内の農地は担い手を中心に集約し、農家と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め集落農業を維持・発展させる。  
 ・水稻作付が難しい圃場については、ソバ等を中心に作付しながら農地の保全に努める。また、保全管理もままならない農地については、国の補助事業の活用や地目の変更なども検討する。  
 ・できる限り、地域全体で水路や農道等の維持管理を行うが、今後は、人足を行う人材がいなくなるのが明白であるため、人足の実施方法についても検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備には取組まず、担い手への集積、集約化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、大規模農家等が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。